

事例番号:290036

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第六部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 37 週 5 日

12:42 出血、下腹部痛あり、搬送元分娩機関受診

14:50 常位胎盤早期剥離疑いのため当該分娩機関へ母体搬送、入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 37 週 5 日

17:24 常位胎盤早期剥離を否定できず帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 子宮前面には一部クーベレル兆候、胎盤母体面辺縁に 10%程度の凝血塊付着

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 5 日

(2) 出生時体重:2160g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:実施せず

(4) Apgar スコア:生後 1 分 9 点、生後 5 分 10 点

(5) 新生児蘇生:実施せず

(6) 診断等:

生後 11 日 退院

生後 6 ヶ月- 寝返り、以降運動発達遅れあり

1 歳 精神運動発達遅滞、脳性麻痺疑い

(7) 頭部画像所見:

1 歳 2 ヶ月 頭部 MRI で異常所見を認めない

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:看護師 2 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名

看護スタッフ:助産師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

本事例における脳性麻痺発症の原因は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

搬送元分娩機関における妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 37 週 5 日 11 時 32 分妊産婦からの出血と下腹部あたりの痛みあり、という電話に対し、来院を指示したことは一般的である。

(2) 搬送元分娩機関において、内診、超音波断層法、分娩監視装置装着を施行し常位胎盤早期剥離疑いのため当該分娩機関へ母体搬送を実施したことは選択肢のひとつである。

(3) 搬送元分娩機関において、搬送元分娩機関において、リトリン塩酸塩を静脈内投与したことの医学的妥当性は不明である(エビデンスがない)。

(4) 当該分娩機関における入院時の対応(血液検査、超音波断層法、分娩監視装

置装着、内診)は一般的である。

- (5) 胎児心拍陣痛図で遅発一過性徐脈を確認し、超音波断層法にて胎盤後血腫を疑う所見を認めたため常位胎盤早期剥離を否定できないと判断し、帝王切開を決定したことは一般的である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を行ったことは適確である。

### 3) 新生児経過

入院中の新生児管理は一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

#### (1) 搬送元分娩機関

医療スタッフは妊産婦や家族とより円滑なコミュニケーションが行なえるよう努力することが望まれる。

【解説】 妊娠 37 週 5 日、搬送元分娩機関を受診後 38 分で内診を、約 50 分後に分娩監視装置を装着している。家族からは、「搬送元分娩機関に受診した際、分娩中であったため医師に診察してもらうまで待っていた時間がかかなりつらかった。」との記載がある。今後は妊産婦や家族とより円滑なコミュニケーションが行なえるような取り組みが望まれる。

#### (2) 当該分娩機関

ア. 今後は胎児心拍数陣痛図を 5 年間保存しておくことが望まれる。

【解説】 本事例は、胎児心拍数陣痛図の一部が保存されていなかった。「保険医療機関及び保険医療費負担規則」では、保険医療機関等は、医療および特定療養費に係る療養の取り扱いに関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から 3 年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあっては、その完結の日から 5 年間とするとされている。胎児心拍数陣痛図は、原因分析にあたり極めて重要な資料であるため、診療録と同等に保存することが重要である。

1. 臍帯動脈血ガス分析を実施することが望まれる。

【解説】臍帯動脈血ガス分析を行うことにより、分娩前の胎児の低酸素症の状態を推定することが可能である。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

脳性麻痺発症に関与したと考えられる異常所見を見出すことができない事例を集積し、疫学調査や病態研究等、原因解明につながる研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。